

社団法人 熊本県貿易協会

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人熊本県貿易協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を熊本県熊本市横紺屋町10番地に置く。

(目的)

第3条 この法人は、熊本県の貿易をはじめとする各種海外取引を振興し、もって熊本県の経済の国際化を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 海外取引に関する相談及び指導
- (2) 海外取引に関する情報の収集及び提供
- (3) 海外取引に関する各種調査
- (4) 外国航路及び海外関係機関の誘致等、海外取引環境整備に関する事業
- (5) 海外取引に関する技術交流に伴う技術者の派遣及び研修者の受け入れ
- (6) 海外取引に関する事務講座、講演会、研修会、懇談会等の開催
- (7) 海外経済調査団の派遣及び受け入れ並びに内外見本市への参加
- (8) 海外委託駐在員の設置及び運営
- (9) 関係官公庁及び内外の関係団体との連絡協調
- (10) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の種類)

第5条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会したもの
- (2) 特別会員 この法人の目的に賛同して入会した地方公共団体、商工会議所等

(入会)

第6条 正会員及び特別会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 正会員及び特別会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

2 会員が死亡し又は会員である法人等が解散したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第9条 正会員又は特別会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員及び特別会員の4分の3以上の同意を得て、その正会員及び特別会員を除名することができる。

- (1) 会費を2年以上納入しないとき
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき

2 前項の第2号の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に、あらかじめその旨を書面

で通知するとともに、除名の決議を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会費等の不返還)

第10条 正会員及び特別会員が、既に納入した会費その他の金品は、返還しない。

第3章 役員、顧問、相談役及び職員

(役員の種類及び選任)

第11条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 2人以上4人以内
 - (3) 専務理事 1人
 - (4) 理事(会長、副会長及び専務理事を含む。) 15人以上25人以内
 - (5) 監事 2人又は3人
- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
 - 3 会長、副会長及び専務理事は、理事の互選により定める。
 - 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第12条 会長は、この法人を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐して会務を掌理し、会長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐するとともに、理事会の議決に基づき、この法人の会務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 5 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(役員任期)

第13条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第14条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において、正会員及び特別会員の4分の3の同意を得て、その役員を解任することができる。

- 2 第9条第2項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合について準用する。この場合において、同条第2項中「前項第2号」とあるは「前項」と、「会員」とあるは「役員」と、「除名」とあるは「解任」と読み替えるものとする。

(顧問及び相談役)

第14条の2 この法人に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、この法人に功労のあった者又は、学識経験者で理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ、又は理事会若しくは総会に出席して、この法人の運営に関し、意見を述べることができる。

(事務局)

第15条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事会が任免する。
- 4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、会長が理事会の議決を経て別に定める。

第4章 会 議

(会議の種類)

第16条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(会議の構成)

第17条 総会は、正会員及び特別会員をもって構成する。

2 理事会は、会長、副会長、専務理事その他の理事をもって構成する。

(会議の機能)

第18条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を決定する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(会議の開催)

第19条 通常総会は、年1回開催する。

2 臨時総会は、次の場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員及び特別会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。
- (3) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

3 理事会は、次の場合に随時開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の2分の1以上から会議の目的を示して開催の請求があったとき。

(会議の招集)

第20条 会議は、会長が招集する。

2 会議を招集する場合は、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、少なくとも5日前までに構成員に通知しなければならない。

(会議の議長)

第21条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員のうちから選任する。

2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(会議の定足数)

第22条 会議は構成員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(会議の議決)

第23条 会議の議決は、この定款に別に定めるもののほか、会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会及び理事会における書面表決等)

第24条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員及び特別会員は、あらかじめ通知された事項について書面を持って表決し、又は他の会員又は理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、これを出席したものとみなす。

2 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、これを出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第25条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 構成員の現在数
 - (3) 総会にあってはその総会に出席した正会員及び特別会員の数、理事会にあってはその理事会に出席した理事氏名（書面表決者及び委任表決者を含む。）
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した構成員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名捺印しなければならない。

第5章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第26条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 入会金
- (4) 寄附金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生じる収入
- (7) その他の収入

(財産の管理)

第27条 資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

(経費の支弁)

第28条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第29条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第30条 この法人の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、その事業年度の開始前までに総会の承認を受けなければならない。

- 2 会長は、前項の事業計画又は収支予算を変更しようとするときは、総会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(暫定予算)

第31条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算が成立する日までの間、前年度の予算に準じて、収入及び支出をすることができる。

- 2 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算に基づく収入及び支出とみなす。

(事業報告、収支決算及び財産目録)

第32条 この法人の事業報告、収支決算及び財産目録は、会長が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後2月以内に総会の承認を得なければならない。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第33条 この定款は、総会において正会員及び特別会員の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の

認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

- 第34条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。
- 2 総会の議決により解散する場合は、正会員及び特別会員の4分の3以上の同意がなければならない。
 - 3 解散のときに存する残余財産は、総会の決議を経、かつ、主務官庁の許可を得て、この法人と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第7章 雑則

(委任)

- 第35条 この定款の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、知事の設立許可のあったときから施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第11条第2項及び第3項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、平成7年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業年度は、第29条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成7年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、第30条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 平成6年12月16日において、現に熊本県貿易協会の会員で、かつ、この設立総会において、この法人の会員になる意思を表明したものについては、この法人の会員とみなし、第6条の規定は適用しない。
- 6 従来熊本県貿易協会に属した権利義務の一切は、この法人が承継する。

附 則 (平成11年7月28日熊本県指令商政第40号)

この定款は、知事の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成14年7月10日熊本県指令商政第24号)

この定款は、知事の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成19年12月26日熊本県指令商政第141号)

この定款は、知事の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成20年8月4日熊本県指令商政第90号)

この定款は、知事の認可のあった日から施行する。